

事業承継計画表（親族内承継）

項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
【基本方針】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小太郎から、長男学への承継。 ・ 5年目に社長交代（太郎は代表権を学に譲り会長へ就任。10年目に引退） ・ 長男学には、社内で工場→営業→本社管理部門と各部門をローテーション。外部の後継者研修も受講。 ・ 太郎の財産内容がほぼ固まったところで公正証書遺言を作成する（5年目）。 											
事業計画	売上高	10億円	→				13億円	→				15億円	
	経常利益	5千万円	→				7千万円	→				9千万円	
会社	定款・株式・その他		定款・労働規則の見直し	「相続人に対する売渡請求制度」の導入	太郎の弟から自社株式取得（金庫株）	元役員C氏から自社株式取得（金庫株）	太郎に退職金支給						
現経営者（太郎）	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
	役職	社長	→				会長	→		相談役	→		引退
	関係者の理解	家族会議	社内へ計画発表		取引先・金融機関に公表								
	後継者教育	後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継する →											
	株式・財産の分配						公正証書遺言の作成						
	持株（%）※	70%	67%	64%	61%	58%	55%	10%	10%	10%	10%	10%	
	→ 毎年贈与（暦年課税制度）					相続時精算課税制度							
後継者（学）	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	
	役職		取締役	→	専務	→	社長	→					
	後継者教育	社内	工場	営業部門	本社管理部門								
		社外	継続的に対外研修受講	経営革新塾	→								
	持株（%）※	0%	3%	6%	9%	12%	15%	60%	60%	60%	60%	60%	
	→ 毎年贈与（暦年課税制度）					相続時精算課税制度							
補足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年目の相続時精算課税制度による贈与時に「経営承継円滑化法」の活用を検討 ・ 遺留分に配慮した遺言書の作成（妻へは自宅不動産と現預金、長男学へは自社株式、二男・長女へは現預金をそれぞれ配分） 注意：計画の実行に当たっては専門家と十分協議した上で行ってください。												